

# 【フラット35】S<sup>★</sup>締め切り間近

当初5年間

いよいよ

0.3%金利優遇 9月29日(金)まで!

お早めにお申し込みください

【フラット35】S（優良住宅取得支援制度）とは、民間と公庫が提携した長期固定金利住宅ローン【フラット35】をお申込みされるお客様が、一定の要件を満たす住宅を取得される場合に、融資金利を優遇する制度です。

平成18年6月からはじまったこの制度ですが、戸数限定（約15,000戸）となっており、いよいよ締切も間近となりました。

住宅取得をご検討されている方は、ぜひお早めにお申し込みください。

## [金利優遇を受けるための条件]

次のいずれかの基準を満たしている住宅であることを証明する「適合証明書」をお申込先の金融機関へご提出ください。

省エネルギー性能:省エネルギー対策等級4の住宅

耐震性能:耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上の住宅

バリアフリー性能:高齢者等配慮対策等級3以上の住宅

(等級は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の性能等級と同基準です。中古住宅は、省エネルギー性能の基準の対象にはなりません。)

- 1 本制度の適用戸数には制限(15,000戸目途)があります。
- 2 新築一戸建て住宅については、設計検査及び中間現場検査を中間現場検査の申請可能時期までに申請する必要があります。
- 3 本制度を取扱う金融機関については、フラット35専用サイトにてご確認ください。

フラット35専用サイト

[www.flat35.com](http://www.flat35.com)

商品概要や手続きの他、取扱金融機関や融資金利など最新情報をご覧ください。

住宅金融公庫北海道支店

011-261-8306

営業時間 平日 9:00~17:00